

# 公共工事における「出来高部分払方式」の試行

総合技術政策総合研究センター

課長

溝口 宏樹

課長補佐

齋藤 守

施工管理技術係長

建設システム課 谷口 拓也



## 1. はじめに

公共工事の請負契約における「出来高部分払方式」は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する方式であり、諸外国の公共工事では一般的に行われている。国土交通省では、2001年3月から、2件の工事で初めての試行を開始し、2002年度からは、その結果を踏まえて統一的な試行実施要領を定め、試行を全国に展開している。

国土技術政策総合研究所では、第一次試行工事のモニタリングや諸外国の実態調査を実施し、効果の検証と課題の抽出を行うとともに、試行実施要領の策定、全国での試行結果の評価にあたっての中心的な役割を果たしており、その取り組み及び施策への反映状況を紹介する。

## 2. 「出来高部分払方式」とは

我が国の公共工事の工事代金の支払方法では、前払金（国の場合40%以内）と完成払の2回の支払が通例となっている。このような状況下で、工事代金の支払や設計変更協議に関しては、受発注者間で技術的に切磋琢磨する機会が少なく意志疎通が疎遠になりがちな問題、設計変更案件の精算を行う場合の片務性の問題、工事の進捗に応じたコスト管理意識不足の問題、元請下請間でのキャッシュフローの問題等が指摘されており、支払回数が少なく間隔が長いことや、工期末にまとめて設計変更案件の精算を行うことが、これらの一因となっているのではないかと推察される。

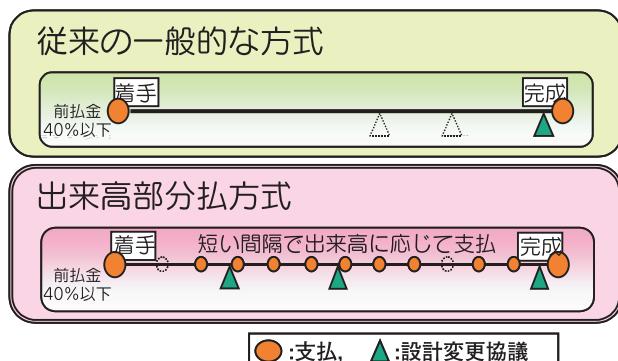


図-1 出来高部分払方式

「出来高部分払方式（Progress Payment / プログレス・ペイメント）」は、このような課題を踏まえ、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである（図-1、2）。

## 3. 第一次試行工事のモニタリング結果

第一次の試行は、2001年3月から、東北及び中国地方整備局の2件の工事で行った。発注者、受注者（下請含む）へのヒアリング等により、本方式導入による効果の検証を行うとともに、本方式を実施する上での課題を抽出した。その結果、次に挙げるような期待される効果及び実施上の課題があることがわかった。

### 【期待される効果】

- より双務性の高い設計変更
- 受発注者のコスト意識の向上
- 請負者、下請業者への工事代金の速やかな流通による経済効果の早期発現
- 受注者の財務状況の改善
- 工事の品質、受発注者の技術力の向上 など

### 【実施上の課題】

- 出来高の報告・確認、検査、支払事務等の効率的な実施方法への改善
- 本方式の場合の合理的な前払金の設定 など

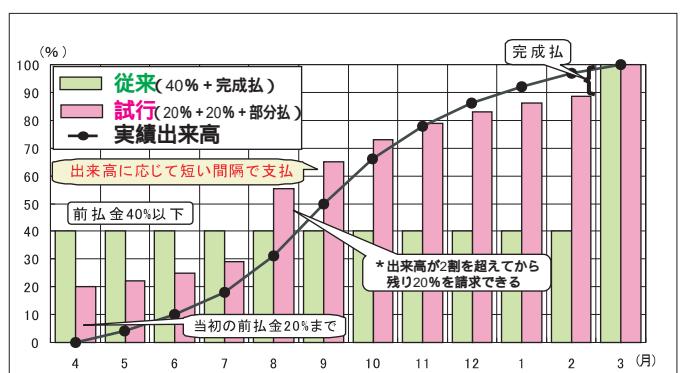


図-2 出来高と支払額の関係

## 4. 諸外国における支払方法等の実態調査結果

出来高に応じて部分払を行っている欧州3カ国（ドイツ・オランダ・イギリス）の公共工事における工事代金の支払方法等について、現地ヒアリング（2002年1月）等による実態調査を実施した。その結果、特に、契約の方法（欧州3カ国：単価契約）支払頻度（同：概ね1ヶ月に1回程度）前払金の扱い（同：前金なし）等について、我が国との相違があることがわかった（表-1）。

## 5. 「出来高部分払方式」試行実施要領の策定

第一次試行等により、効果と課題がある程度明らかになったが、2件の工事のみで本方式の全ての評価を下すことは適当ではなく、また、一層効果的かつ効率的な実施に向けて、試行結果を次の実施方法にフィードバックしていくことが重要である、このため、第一次試行結果や諸外国の実態調査結果等を踏まえ、2002年度は統一的な試行実施要領を策定（2002年8月国土交通省課長通達）して、工事件数を大幅に増やし試行を全国に展開することとした（図-3）。試行実施要領の主な内容は次のとおりである。

### （1）部分払の頻度

毎月、請負者が出来高に応じて請求できることとする。ここで、漏れのない請求は義務付けないこと、請求日を月末に統一することで、効率化を図る。

### （2）前払金

2002年度の試行では、現行の前払金の率40%は基本的に変えないが、着手時は20%までとし、出来高が2割を超えてから残り20%を支払う。

表-1 欧州各国の主な契約・支払方法

	日本	ドイツ	オランダ	イギリス
主な契約方法	総価契約	単価契約	単価契約	単価契約 (DBは総価)
主な支払方法	前払40% 完成時60% 上記に加え請負者は、部分払又は中間前払20%のいずれかを選択して請求することは可能であるが数は少ない	2~3週間毎の出来高払「でき限り短い期間」と規定 前払金なし（制度はある）	4週間毎の出来高払 前払金なし（前払制度なし）	毎月の出来高払 前払金なし（前払制度なし）

●単価契約：工種毎の単価が契約対象。なお、それらの単価に発注者の概算数量を掛けて得られる金額の総額が入札額となる。

●DB（デザインビルト方式）：請負者が設計及び施工の両方を行う。

### （3）下請業者への支払に対する指導

下請業者への工事代金を、速やかに現金または短期手形（90日以内）で支払うよう、発注者は請負者を指導する。

### （4）設計変更協議

指示・協議の段階で、その都度、契約変更の対象か否かを受発注者双方で確認する。

### （5）既済部分検査

既済部分検査では、出来形を重点的に検査し、品質等について主として監督職員が実施したものと検査職員が確認することをもって検査するなど、迅速化・効率化を図る。

## 6. 今後に向けて

我が国の公共工事をより質の高いものへと転換していくことが要請されている中で、出来高部分払方式は、前述したような効果が期待される。今後、本格的な運用に向かうかどうかは、現在開始している全国的な試行の結果を評価し、その上で判断されることになるが、この取り組みはその緒についたばかりである。机上の議論だけでなく、実際の現場での多くの試行を通じて、効果や課題を明確にし、その改善を通じてより効果的かつ効率的な方法を見出していく工夫が極めて重要と考えられる。

詳細については、次の報告書をご参照ください。

### 【参考文献】

- 1) 出来高部分払方式検討報告書、定期 設計変更協議・部分払方式実施研究会、2002.6
- 2) 欧州（ドイツ・オランダ・イギリス）における公共工事代金の支払方法等に関する調査報告書、国土交通省国土技術政策総合研究所、2002.6  
(<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/>)

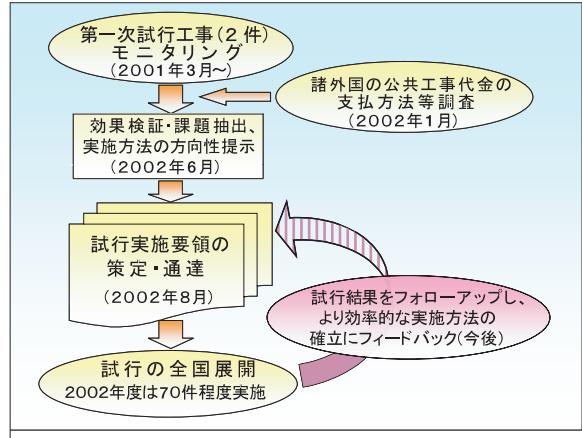


図-3 「出来高部分払方式」の実施フロー